

## 事業者支援に関する決議

令和5年3月15日  
自由民主党政務調査会  
金融調査会

### 【現状認識】

- コロナの感染拡大から3年が経過し、社会経済の正常化に向かいつつある中、事業の改革や再構築に取り組む事業者も見られる。
- 他方、民間調査結果<sup>1</sup>によると、借入金対月商倍率は、宿泊業において依然として12か月を超える事業者が50%を超え、債務負担が過大となっていることが窺われるなど、業況は、業種ごとに差がみられている。また、建設業や製造業でも回復の状況に二極分化がみられる<sup>2</sup>など、同一業種内においても規模などの業容や地域によっても差がみられている。
- さらに、世界的な物価高騰や人手不足の影響もあるところ、本調査会でヒアリングを行った宿泊業・飲食業からは、
  - ・2020年から2022年までの3年間で、約7億人の宿泊者を失っている
  - ・政府の支援策が地域金融機関の現場まで十分に浸透していない
  - ・事業を再構築しようにも過大な債務が足かせとなっており、金融機関からも迅速かつ十分な支援が受けられず返済の目途が立たないなどの声が聞かれている。
- 事業者は厳しい状況に直面しており、制度融資など各自治体における支援策と国による支援策の連携を図っていくことが重要であるが、一部にこうした連携が十分図られていないとの懸念も聞かれる。

### 【足もとの取組み】

- 政府においては、100%保証は100%保証で借換可能なコロナ借換保証制度(保証限度額は民間ゼロゼロ融資の上限額6千万円を上回る1億円)を導入した。また、3月末に申込期限が到来する日本公庫の「新型コロナウイルス対策資本金劣後ローン」や「スーパー低利融資」について9月末まで延長した。
- さらに、REVICにおいて、政府保証借入枠について3兆円へ拡大するほか、地域交通等への重点的な支援を行うため、特別な支援部門において、地域交通分野の一元的な相談受付体制や専門的なノウハウを有する者による横断的なサポート体制をとっている。また、地域交通等については、政府において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案を閣議決定しており、地域の関係者の連携・協働(共創)を通じ、利便性・持続可

<sup>1</sup> TKC 月次指標 (月次 BAST) <https://www.tkc.jp/tkcnf/bast/monthly/>

<sup>2</sup> TKC 月次指標 (月次 BAST) によると、限界利益率 ((売上高-変動費) ÷ 売上高) の対前年差に同一業種内で二極分化がみられる

能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」を進めることとしている。

- 官民金融機関・支援機関においては、事業者の実情に応じた支援に全力で取り組んでいるところ、中小企業の事業再生等に関するガイドライン、中小企業活性化協議会や REVIC を活用した、債務減免を含む抜本的な事業再生の事例も見られている。

### 【さらなる金融支援の強化】

- まず、政府においては、コロナによる営業自粛など事業者の責任に帰すことが適当ではない売上減少やロシアのウクライナ侵攻に伴う原材料価格の高騰などが事業者に与える影響にも留意すべきである<sup>3</sup>。こうした観点から、これまでコロナ関連予算として措置した、例えば、日本政策金融公庫の財務基盤を強化するための出資金約 11 兆円や、信用保証協会が負担する損失の一部を補填するための補助金等約 1.2 兆円などの予算を十分に活用し、資金繰り支援、経営改善・事業転換・再構築支援、資本基盤の強化、債務減免を含めた事業再生支援等に全力を挙げて取り組むべき。
- また、官民金融機関や各地の信用保証協会が、こうした事業再生支援等に率先して取り組めるよう、各自治体においては、求償権放棄条例の整備などの環境整備や態勢構築を図るべき。特に、民間金融機関においては、信用保証付き融資であるゼロゼロ融資において、事業者の金利負担を抑えるために、約 8,000 億円の利子補給が政府から行われている、という点を踏まえ、全力で事業者の再生支援に取り組むべき。官民金融機関が連携して、全国 3 万 5 千超の、税理士や診断士等の認定支援機関を有効活用し、より多くの事業再生支援等に取り組むべき。
- さらに、今後、ゼロゼロ融資の無利子期間が終了し、事業者において金利の支払いが負担となることが見込まれる中、コロナ借換保証制度について、「金融機関から 2% 近い金利を提示された」との声も聞くところ、民間金融機関においては、事業者の置かれた厳しい状況に配慮し、各自治体における制度融資を活用し、事業者の金利負担等の軽減に努めるべき。また、政府においては、引き続き、事業者の金利負担等を軽減する制度融資等を行えるよう、必要な対応を図るべき。
- 今後、ゼロゼロ融資の返済本格化を迎える中、より多くの事業再生案件を円滑に進めていくためには、①再生人材の育成・担い手の拡充、②再生支援ツールの改善・普及、③地域の現場における支援の周知・徹底といった課題への対応が必要。このため、政府においては、以下に取り組むべき。

---

<sup>3</sup> 政府においては、例えば、肥料価格の急騰に関して、海外原料に依存している化学肥料の低減や堆肥等の国内資源の活用を進めるための取組を行う農業者に対し、肥料コスト上昇分の一部を支援している（令和 4 年度コロナ等対策予備費「肥料価格高騰対策事業」78,777 百万円）など、特定の業種に対し特性に応じた支援を実施している例がある。

### (①再生人材の育成・担い手の拡充)

- REVIC においては、3兆円に拡充される政府保証借入枠を十分活用できるよう、人員を増強すべき。また、REVIC の事業再生のノウハウを展開するため、事業再生の「手引き」(研修テキスト等)を作成し、ケーススタディ等実践的な研修を通じて人材育成の促進を図るべき。
- 中小企業の事業再生等に関するガイドラインの担い手となる専門家(弁護士等)が東京・大阪に偏在していることから、地方での事業再生の担い手を育成・拡充すべき。
- REVIC において、民間の再生ファンド等への LP 出資を行い、地域金融機関からの出資や案件の持ち込みを促すべき。

### (②再生支援ツールの改善・普及)

- 事業再生支援に至った場合の経営責任に関する事業者の懸念等が存在するため、「REVIC の事業再生支援に関する Q&A (仮称)」を作成・公表し、そうした事業者の懸念等を払しょくすべき。
- 過剰債務に苦しむ中小企業のバランスシートを改善し、ニューマネーを供給しやすくするため、資本性劣後ローンの活用を促進すべき。具体的には、1月末より要件を緩和して対象を大幅に拡充した信用保証付債権 DDS の活用や政府系金融機関におけるゼロゼロ融資の資本性劣後ローンへの借換えを促進すべき。さらに、民間金融機関における DDS の活用を後押しする観点から、引当てに関する考え方の明確化についても検討すべき。
- また、再生フェーズに陥る前段階の収益力改善支援を担う、全国3万5千超の、税理士や診断士等の認定支援機関の活用促進が重要。金融支援を伴う本格的な経営改善計画策定支援等を行う、いわゆる405事業・ポストコロナ事業については、今後のニーズ増加を見込み、リーマン後の2014年の405事業による支援件数ピーク年5000件規模にも対応できるよう、経済対策で約50億円積み増し、措置額を計150億円規模としたところ。こうした405事業等を十分活用して多くの事業者に対して支援に取り組むことが重要。

### (③地域の現場における支援の周知・徹底)

- 債務減免を含む抜本的な事業再生支援を着実に積み重ねていくため、中小企業の事業再生等に関するガイドライン、協議会、REVIC による債務減免を含む支援事例や各種支援制度について、地域金融機関の現場や認定支援機関等を含め周知・徹底を行うべき。
- さらに、金融機関における事業再生の意識を向上させるため、ゼロゼロ融資の返済が山を迎えるタイミングにあわせ、事業再生を含む事業者支援の取組みについて集中ヒアリングを行うべき。

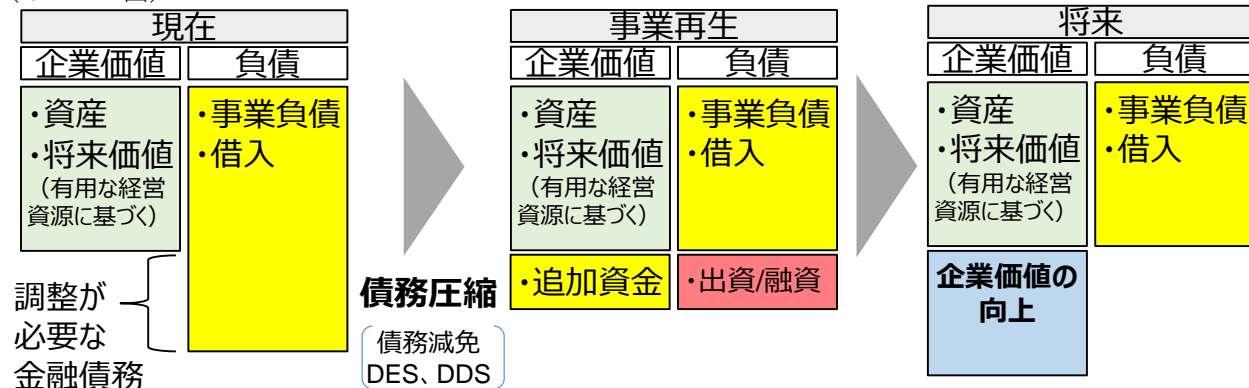
# 事業者に対する金融支援の更なるセーフティネット強化

コロナ・物価高騰等により苦しむ事業者 (ゼロゼロ融資: 政府系約107万件・約19兆円、民間約137万件・約23兆円)

地域交通 (旅客運送) 観光・宿泊 飲食 小売 医療・福祉 冠婚葬祭 等

## 債務減免を含む事業再生支援

(イメージ図)



## 事業者支援の徹底

返済猶予及び追加的資金繰り支援  
 経営改善・事業転換・再構築支援  
 資本基盤の強化  
 事業再生支援

## 事業再生支援機関

地域経済活性化支援機構 (REVIC) (本体及びファンド)  
 [政府保証枠: 3兆円、復興支援ファンド総額: 約300億円]  
 中小企業基盤整備機構 企業再生ファンド  
 [ファンド総額: 約2250億円]

中小企業活性化協議会  
 事業再生ガイドライン

## 金融機関

日本政策金融公庫等、信用保証協会  
 [公庫出資金: 約11兆円]  
 (実質無利子無担保融資 約5.7兆円、信用保険 約3.7兆円、  
 資本性劣後ローン約1.5兆円)

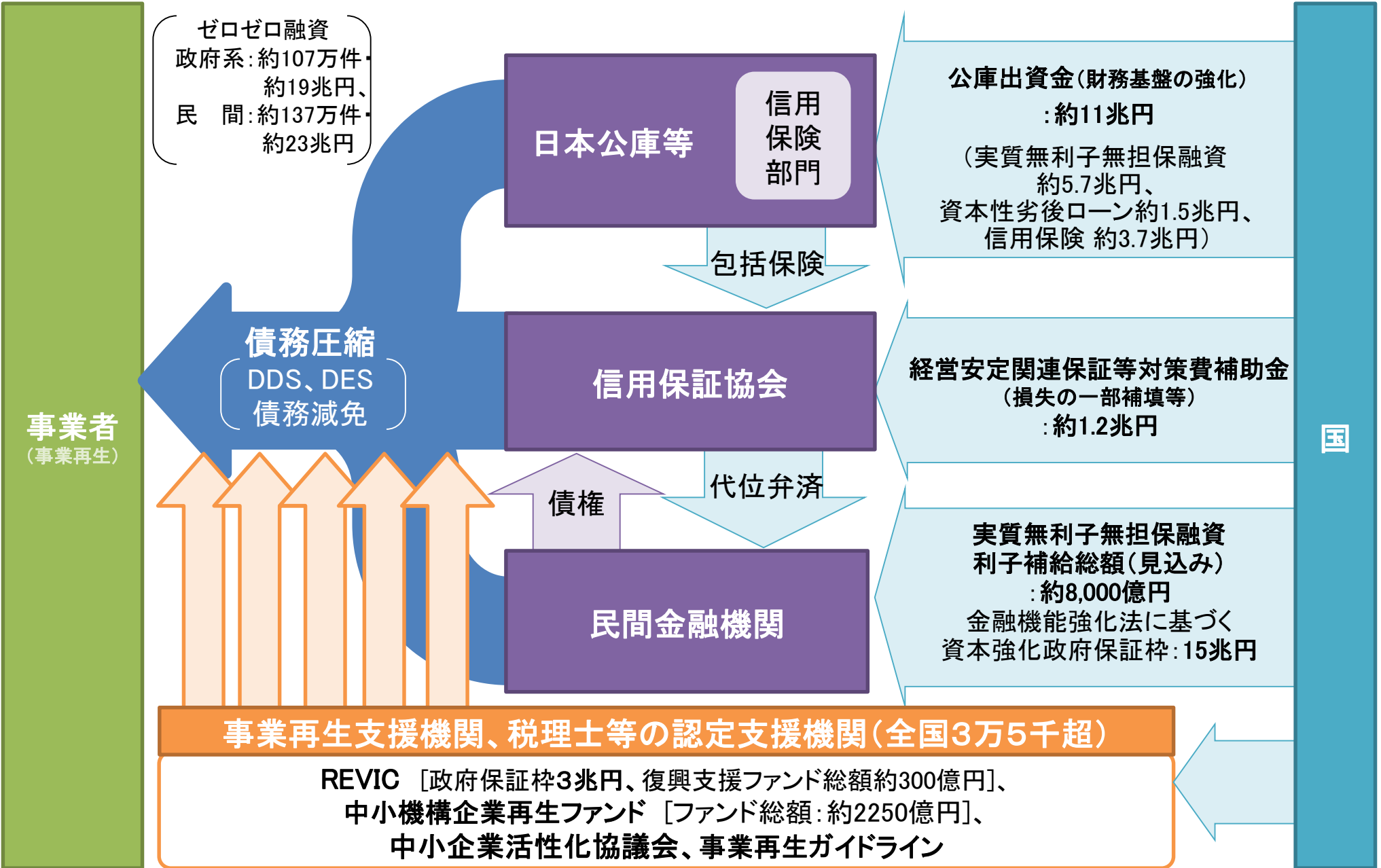
## 民間金融機関

[金融機能強化法に基づく資本強化 政府保証枠: 15兆円]

債権売却

代位弁済

# コロナ関連予算を活用した事業再生支援



# 令和版事業者再生支援トータルプランの強化

返済猶予及び追加的資金繰り支援

経営改善・事業転換・再構築支援

## ① 再生人材の育成、担い手の拡充

REVICにおける

- 人員の増強
- 事業再生ノウハウの展開  
(手引き等を活用した研修)
- 民間再生ファンド等へのLP出資

事業再生GLの担い手となる専門家の育成・拡充

債務減免を含む債務整理・事業再生支援

(規模大)  
(調整コスト大)

地域の中核企業(特に交通会社)  
面的再生案件(特に観光業)等

- ・ 地域経済活性化支援機構(本体・ファンド)
- ・ 「観光地の再生・高付加価値化事業」  
(最大1億円補助)

中小企業(飲食・宿泊・運輸業含めた各業種)

- (権利調整や事業再生計画の策定が複雑ではない場合)
- ・ 中小企業の事業再生等に関するガイドライン
  - ・ 民間金融機関自身によるエクイティを使った事業再生

- (権利調整等が複雑な場合) (特に大きな企業の場合)
- ・ 中小企業活性化協議会
  - ・ 事業再生ADR
  - ・ 中小企業基盤整備機構
  - ・ 企業再生ファンド

小規模事業者(特に飲食業など)

- ・ 認定支援機関(全国3万5千超)による経営改善計画等策定支援
- ・ 債務返済の条件変更
- ・ 各種補助金、官民金融機関
- ・ 中小企業の事業再生等に関するガイドライン
- ・ 中小企業活性化協議会

(規模小)  
(調整コスト小)

## ② 再生支援ツールの改善・普及

REVICの事業再生支援に関するQ&A(仮称)

資本性劣後ローンの促進を通じたニューマネーの供給

- 信用保証付債権DDS
- 政府系金融機関ゼロゼロ融資の劣後ローンへの借換え
- DDSの引当てに関する考え方の明確化

## ③ 各地域の現場における支援の徹底

- 地域金融機関への
- 支援事例・制度の周知徹底
  - 集中ヒアリング

協働・連携

積極的な再生支援

政府系金融機関

支援機関(信用保証協会等)

民間金融機関